酒税

様式ID NTA1LIZ140010110

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

★

年　　月　　日　提出

提出先	F01		税務署長	電話番号	F07	― ―

報告者						
氏名又は名称	F04		代表者氏名	H07		
郵便番号	F05	―				
住所	F06					
酒類小売販売場の郵便番号		―				
酒類小売販売場の所在地	E01					
酒類小売販売場の名称	E02					

店舗全体の面積（㎡）	C01		酒類売場の面積（㎡） ※ 酒類の販売を行っていない場合は、記載不要です。	C02	

免許条件	G01		1:製造　2:小売業(卸小売兼業を含む)　3:期限付小売業

免許期間 「3:期限付小売業」を選択した方のみ記載してください。		元号	年	月	日	から		元号	年	月	日
	N01						N02				

営業時間 24時間営業以外は「1」を記載の上、営業時間を24時間表記で記載してください。 24時間営業は「2」を記載してください。	G02		「1」を選択した方は、下記の欄を記載してください。 (注) 24時間表記で記載してください。													
			1:	G03		時	G04		分	～	G05		時	G06		分
			2:	24時間												

定休日	E03	

酒類小売販売場の業態等の区分	G07		1:一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）　2:コンビニエンスストア　3:スーパーマーケット 4:百貨店　5:1～4以外の量販店（ディスカウントストア等）　6:業務用卸主体店 7:ホームセンター・ドラッグストア　8:その他（生活協同組合、農業協同組合、ギフトショップ、ピザ宅配店、弁当・総菜店、果物店、生花店、菓子店等）

L01	令和		年４月１日現在、酒類販売（売場のみではなく、通信販売等すべての酒類販売）を行っていない場合に、該当する数字を記入してください（酒類販売を行っている場合は記入不要）。１：これから販売予定の方、２：過去に販売していた方、３：その他の方	G08	

販売予定年月 １：これから販売予定の方を選択した方のみ記載してください。		元号	年	月	以降販売予定
	M01				
販売終了年月 ２：過去に販売していた方を選択した方のみ記載してください。		元号	年	月	まで販売していたが現在販売していない
	M02				

令和　　年４月１日現在（期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間）における二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（以下「表示基準」という。）の実施状況、酒類販売管理者に関する事項及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の20の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。

《表示基準の実施状況》　※　酒類の販売を行っていない場合は、《表示基準の実施状況》以降について記載不要です。

項目	区分			税務署整理欄（実態確認状況）	
1　酒類の陳列場所を設けて販売している。 「2：いいえ」を選択した方は、次の項目について記載不要です。	G09		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適
(1)　酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	G10		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適
(2)　酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示（「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示）を行っている。	G11		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適
2　酒類の通信販売（インターネットを含む）を行っている。 **（注）　この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。** 「2：いいえ」を選択した方は、次の項目について記載不要です。	G12		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適
インターネットで酒類の販売を行っている。	G13		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適
酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	G14		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	G15		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適
3　酒類の自動販売機を設置している。 **（注）　酒類の自動販売機を設置している場合は、４面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。**	G16		1:はい　2:いいえ		1:適　2:不適

酒 税

様式ID	NTAOLIZ141010090

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書（２面）

年　　月　　日　提出

《酒類販売管理者に関する事項》

項目				区分				税務署整理欄（実態確認状況）
1　過去３年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任している。 「2：いいえ」を選択した方は、次の項目について記載不要です。				G01		1：はい　2：いいえ		1：適　2：不適
	酒類販売管理者の氏名	E01		年齢	G02		歳	
	直近の酒類販売管理研修の受講年月日		元号	年	月		日	
		N01						
2　酒類販売管理者選任届出書を提出している。				G03		1：はい　2：いいえ		1：適　2：不適
3　販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示している。				G04		1：はい　2：いいえ		1：適　2：不適
4　酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。				G05		1：はい　2：いいえ		1：適　2：不適
5　酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する従業員等に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、20歳未満の者の飲酒防止等）に関する事項について指導を行っている。				G06		1：はい　2：いいえ		1：適　2：不適

《経営に関する情報》

《経営に関する情報》は、酒類小売販売場単位の売上高等ではなく、個人または法人で行っている事業全体の売上高等を記入してください。
2以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から提出する報告書のみに記入してください。

①　本店所在地（所得税又は法人税の納税地）に所在する酒類小売販売場
②　①に該当しない場合　本店所在地の管轄税務署内のいずれかの酒類小売販売場
③　①及び②に該当しない場合　本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
④　①、②及び③に該当しない場合　報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

下記の年分又は事業年度について、損益項目を記載してください（千円未満四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください）。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。
なお、期限付小売業の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が50％に満たない場合は、記載不要です。

個人事業者の方	令和		年分							
法人の方	令和		年	1月1日	～	令和		年	12月31日の間に終了した事業年度	

損益項目等						
従業員数	G07		人	販売場ごとではなく、全ての従業員数（パート含む）		
総売上高	G08	0 0 0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の①売上金額 個人（白色申告）：収支内訳書の④収入金額の計 法人：損益計算書の売上高		
内酒類小売による売上高	G09	0 0 0	円	「総売上高」の内、酒類を販売した金額		
売上総利益	G10	0 0 0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の⑦差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑩差引金額 法人：損益計算書の売上総利益		
内酒類小売による売上総利益	G11	0 0 0	円	「売上総利益」の内、酒類を販売した金額に係る売上総利益		
営業利益	G12	0 0 0	円	個人（青色申告）：青色申告決算書の33差引金額 個人（白色申告）：収支内訳書の⑲専従者控除前の所得金額 法人：損益計算書の営業利益		
内酒類小売による営業利益	G13	0 0 0	円	「営業利益」の内、酒類を販売した金額に係る営業利益		
税引前純利益	G14	0 0 0	円	個人：所得税の確定申告書（第一表）の⑫所得金額等合計 法人：損益計算書の税引前純利益		
酒類に係る受取リベート	G15	0 0 0	円			

酒 税

様式ID	NTA0LIZ142010070

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書（３面）

年　　月　　日　提出

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》　　※　任意記載事項ですが、記載していただくようお願いいたします。

項目		区分			税務署整理欄（実態確認状況）	
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1　20歳未満と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	G01		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
	2　20歳未満の者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	G02		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
飲酒運転防止関係	1　酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	G03		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
	2　自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。	G04		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
酒類容器リサイクル関係	1　リターナブルびん（ビールびんや清酒の一升びんなどの繰り返し使用されるびん）を使った酒類を販売している。	G05		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
	2　リターナブルびんの回収を行っている。	G06		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
	3　消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	G07		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
	4　酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	G08		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無
適正飲酒関係	適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	G09		1：はい　2：いいえ		1：有　2：無

酒類販売管理者に代わる責任者

≪酒類販売管理者に代わる責任者の人数≫　総数　G10　　名

≪酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・指名の基準≫

	氏名	年齢			指名の基準（注）	
E01		G11		歳	G12	
E02		G13		歳	G14	
E03		G15		歳	G16	
E04		G17		歳	G18	
E05		G19		歳	G20	
E06		G21		歳	G22	
E07		G23		歳	G24	
E08		G25		歳	G26	

（注）「指名の基準」欄には、次の≪責任者の指名の基準≫のいずれかに該当する番号を記載してください。

番号	基準
1	夜間（23時から翌日５時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
2	酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（２～３時間以上）不在となることがある場合
3	酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、１名以上の責任者を指名）
4	同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、１名以上の責任者を指名）
5	同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
6	複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（３か所以上ある場合）
7	その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【記載要領】

1　酒類小売業者の方は、その年の４月１日現在（期限付小売業者の方はその免許期間）における表示基準の実施状況等について、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、４月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から１週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。

2　２面の≪経営に関する情報≫については、個人事業者の方は前年分、法人の方は前年１月１日～12月31日の間に終了した事業年度分の損益項目を記載してください。

3　「税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

※　酒類の自動販売機を設置している場合は、次ページ４面《自動販売機の設置状況等》を記載してください。

酒 税

様式ID	NTAOLIZ143010050

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書（４面）

《自動販売機の設置状況等》　　年　　月　　日　提出

順号		301				401				501				601				税務署整理欄（実態確認状況）			
自動販売機の設置年月			元号	年	月		元号	年	月		元号	年	月		元号	年	月				
		M01				M02				M03				M04							
自動販売機の種類		G01		1：改良型 2：改良型以外		G02		1：改良型 2：改良型以外		G03		1：改良型 2：改良型以外		G04		1：改良型 2：改良型以外					
自動販売機の設置位置		G05		1：店内 2：店外		G06		1：店内 2：店外		G07		1：店内 2：店外		G08		1：店内 2：店外					
販売停止等のためのタイマーの設置の有無		G09		1：有 2：無		G10		1：有 2：無		G11		1：有 2：無		G12		1：有 2：無			1：適 2：不適		
セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無		G13		1：有 2：無		G14		1：有 2：無		G15		1：有 2：無		G16		1：有 2：無			1：適 2：不適		
酒類自動販売機に係る表示基準の実施状況等	20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨	G17		1：有 2：無		G18		1：有 2：無		G19		1：有 2：無		G20		1：有 2：無			1：適 2：不適		
	免許者の氏名又は名称	G21		1：有 2：無		G22		1：有 2：無		G23		1：有 2：無		G24		1：有 2：無			1：適 2：不適		
	酒類販売管理者の氏名	G25		1：有 2：無		G26		1：有 2：無		G27		1：有 2：無		G28		1：有 2：無			1：適 2：不適		
	連絡先の所在地及び電話番号	G29		1：有 2：無		G30		1：有 2：無		G31		1：有 2：無		G32		1：有 2：無			1：適 2：不適		
	販売停止時間	G33		1：有 2：無		G34		1：有 2：無		G35		1：有 2：無		G36		1：有 2：無			1：適 2：不適		
店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等	(1) 撤廃の予定等を１～４の中から１つ選択し記載してください。	G37				G38				G39				G40							
	（１：早急に撤廃予定　２：早急に改良型に切替予定　３：稼動させていない　４：撤廃する予定はない）																				
	(2) (1)で「1」又は「2」を選択した場合には撤廃予定日又は改良型への切替予定日を記載してください。		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日
		N01					N02					N03					N04				
	(3) (1)で「４」を選択した場合には撤廃しない理由として当てはまるものに「１」、当てはまらないものに「２」を記載してください。						G41		経済的な理由（売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難）												
							G42		周辺地域の酒販店が撤去していない												
							G43		その他												
	(4) (3)で「その他」に「１」を記載した場合には具体的な内容を記載してください。						E01														
表示基準を順守しない理由	(1) 表示基準を遵守しない場合、その理由を１～４の中から１つ選択し記載してください。	G44				G45				G46				G47							
	（１：基準を知らなかった　２：基準を理解していなかった　３：表示し忘れていた　４：消えていたことに気付かなかった）																				
	(2) 表示基準を遵守した表示を行う予定日を記載してください。		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日
		N05					N06					N07					N08				

※１　「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「１：改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「２：改良型以外」を選択してください。

【注】　改良型自動販売機とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼動可能となる等、20歳未満の者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます（現行の酒類自動販売機にカードや運転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みます。）。

２　「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「１：店内」を、それ以外の場合には「２：店外」を選択してください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「２：店外」となります。）。

３　「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等を１～４の中から一つ選択してください。